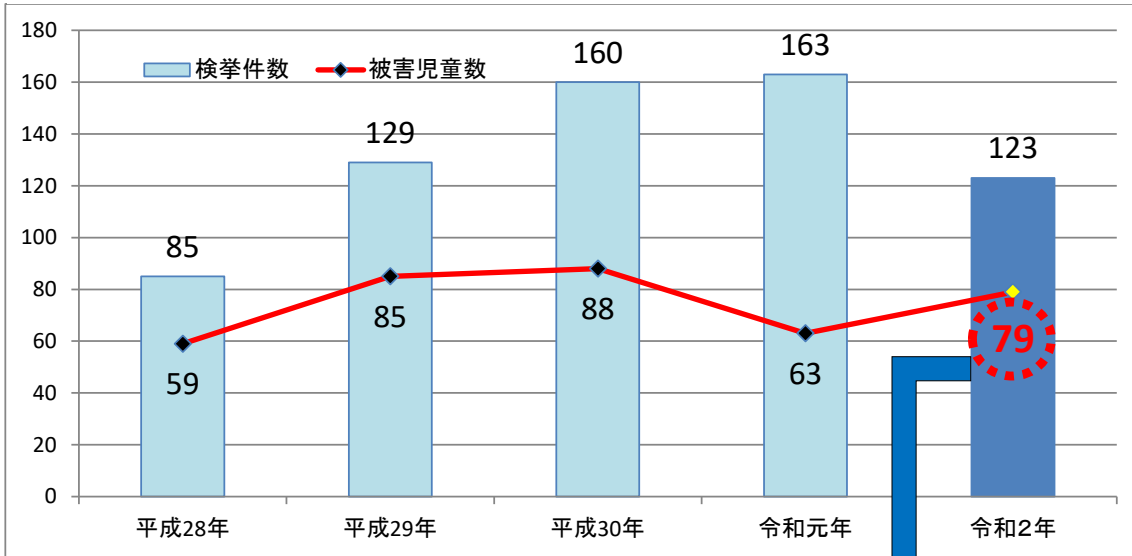
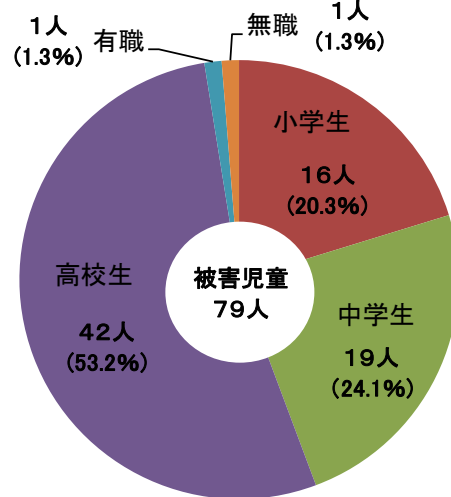


児童ポルノ事犯の状況

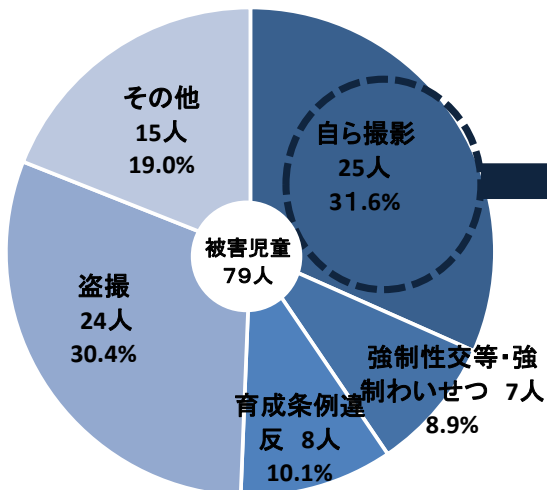
● 児童ポルノ事犯の検挙件数及び被害児童の推移



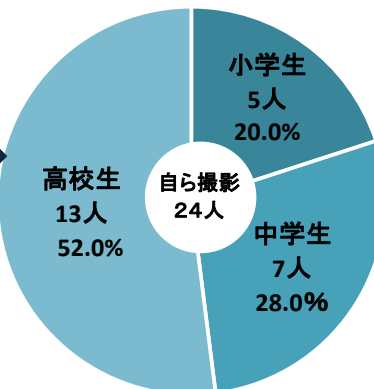
● 児童ポルノ被害児童・学識別



● 児童ポルノ被害児童・態様別



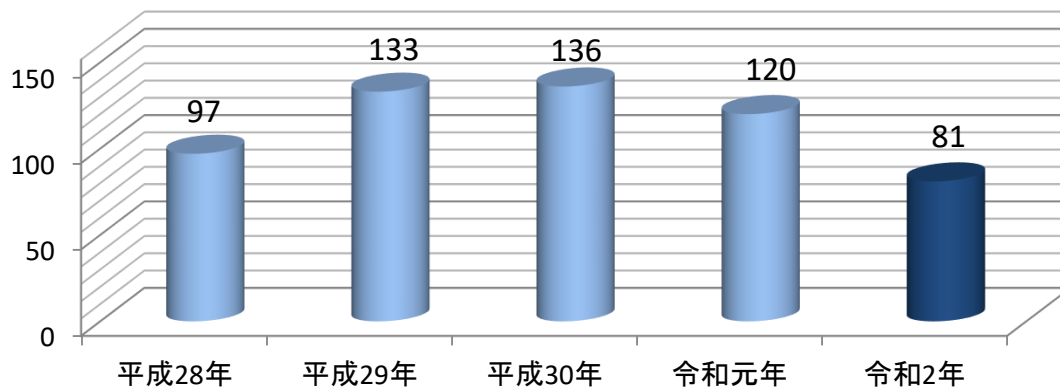
● 自画撮り被害児童の学識別



SNSに起因する被害児童の現状

近年、スマートフォン等の普及に伴い、SNSに起因する少年の犯罪被害が増加しています。

被害児童



※ 児童とは「満18歳に満たない者」をいう。

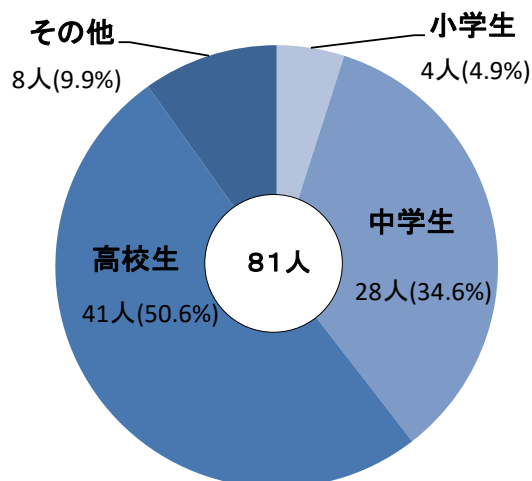
● 被害児童の罪種別

罪種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
児童買春	24	31	35	31	20
児童ポルノ	37	61	40	31	31
青少年育成条例違反(いん行)	30	36	54	53	26
児童福祉法	1	3	1		
略取誘拐			1	2	
強制わいせつ				1	
その他	5	2	5	2	4
合計	97	133	136	120	81

その他(令和2年中): 青少年育成条例違反(児童ポルノ提供要求2、深夜外出2)

単

● 被害児童の学識別



インターネットの利用に係る被害から子供を守るための取組

性被害防止のためのサイバーパトロール

福岡県警察では、児童買春を始めとする子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿しています。

さらに、重大な犯罪や悪質性の高い犯罪に巻き込まれる可能性のある書き込みを行った少年に対しては、実際に会って補導・保護を行うなどして、性犯罪の被害から少年を守るための活動を行っています。

※「**サイバーパトロール**」とは、援助交際を求めるといった不適切な書き込みを発見するため、SNSを検索すること。



例1：児童の性被害を誘引していると思われる者に向けたメッセージ

福岡県警察少年課

@fukkei_syounen

こちらは福岡県警察少年課です。

児童買春や児童ポルノの製造等の子供への性犯罪は、子供の人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。

例2：児童と思われる者に向けたメッセージ

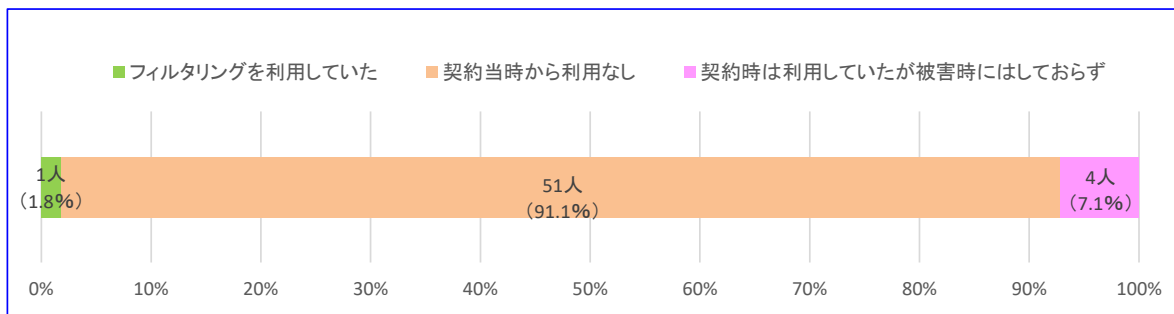
福岡県警察少年課

@fukkei_syounen

こちらは福岡県警察少年課です。この書き込みは児童買春などの被害につながるおそれがあります。また、見ず知らずの相手と会うことは、誘拐や殺人などの重大な事件に巻き込まれるおそれのある大変危険な行為です。

「**フィルタリング**」とは、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できるプログラムやサービスのことをいいます。

令和2年中におけるSNSに起因する事犯の被害児童のフィルタリングの利用状況は、フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童56人のうち、**98.2%がフィルタリングを利用していません**。



● フィルタリングを必ず利用しましょう

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①～③に対応するフィルタリングが必要！

① 携帯電話回線による接続

- 子供が安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合①、②、③の3つのフィルタリングが必要となります。携帯電話会社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①、②、③のフィルタリングが可能です。

② 無線LAN回線による接続

- 使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の年齢に応じた制限レベルを設定しましょう。

③ アプリによる接続